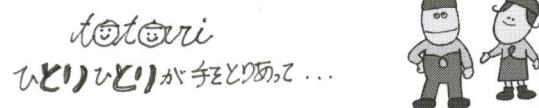




2017年3月15日、愛知朝鮮高校無償化裁判第21回口頭弁論が行われました。裁判長の交代に伴う原告側の更新弁論を予定していたこともあり、いつもよりも多い240名もの皆様が傍聴に駆けつけてくださいました。

☆口頭弁論について



更新弁論では、朝鮮学校高級部(以下、朝鮮高校)に通う生徒に対して高等学校等就学支援金を不支給にする、即ち高校無償化制度から除外することが、原告の①平等権②学習権③人格権を侵害することになるのかが弁護団によって改めて説明されました。

朝鮮学校やそこに通う生徒、保護者は自らの意志で朝鮮民主主義人民共和国(以下、共和国)や民族団体と関わりを持っています。この点について、被告である日本国政府の主張は「朝鮮学校は『北朝鮮』や朝鮮総連の不当な支配の下」にあり、それが故に就学支援金支給が適当ではないというものです。しかし、この主張の背景には日本と共和国の外交問題に紐づく政治的意図があります。この意図に基づいて下される高校無償化除外という判断は、差別の禁止を規定している日本国憲法第14条に明確に反しており、原告の平等権を侵害しています。また、朝鮮学校が在日朝鮮人の子どもたちにとってその民族的アイデンティティの形成を保障する機関であることや、在日朝鮮人コミュニティの核であることに鑑みて、無償化除外という形で朝鮮学校を否定することは原告をはじめ在日朝鮮人の人格権の侵害です。さらに、高校無償化除外によって、期待された私費負担の軽減がなされないわけですから、朝鮮学校に通いづらくなり、在日朝鮮人の子どもたちが民族教育を受ける権利としての学習権も侵害されます。

作成：USM～えも～
ウリハッキョサポートネットメンバーズ

加えて、日本国政府が朝鮮学校を高校無償化から除外することで、地方自治体による差別的行為に“お墨付き”を与え、自体がさらに深刻化することが懸念されます。事実、大阪市をはじめ、幾つかの自治体が日本国政府による高校無償化除外を根拠に、自治体が朝鮮学校に支給していた補助金を減額或いは停止しています。このような状況を2017年3月29日に出された文科省通知「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について」が後押しし、次々と補助金を停止する自治体が増えています。



以上が、若干の周辺情報を加えた更新弁論の要旨です。今回の口頭弁論では、原告側からもう一つの準備書面も提出されました。それは、2012年末に自民党政権に変り、下村博文氏が文部科学大臣に就任してから、高校無償化法施行規則1条1項2号(ハ)の規定を削除するまでの期間が短すぎるという点に関するものです。就任直後の下村氏の発言などから、高校無償化から朝鮮学校を排除することが政治的な規定路線ではなかつたのかという疑問を立て、その検証をするために規定削除に関わる決定過程を示す証拠の提出を求めています。



今回の口頭弁論には、本当に多くの方にお集まり頂きました。今後、裁判は立証段階に入り、そこでは証人喚問なども行われます。これまで以上に皆様の支援が判決を動かす状況になります。次回以降も口頭弁論に奮ってご参加ください。

